

事業	内容等
心身障害者医療費の助成	心身障害者(児)に対し医療費の一部を助成 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)または愛の手帳1・2度 所得制限あり 新規申請時65歳以上の方は対象外
更生医療の給付	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費を負担する。 所得に応じて自己負担あり 18歳以上の身体障害者手帳の所持者
精神保健福祉法による医療費負担制度	精神疾患により、病院に通院する際にかかる費用の自己負担分を公費で負担する。
難病医療費等の助成	東京都が定める難病に該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 所得に応じ自己負担あり
原子爆弾被害者援護	居住者変更届等の受理
補装具・日常生活用具等	補装具の交付・修理 身体障害者(児)の職業その他日常生活を容易にするため、補装具を交付・修理する。 身体障害者手帳所持者 所得に応じて自己負担あり(スマホは自己負担金の全額を補助) 支給要件あり
日常生活用具の給付	在宅の重度の心身障害者(児)に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度の障害者 支給要件あり 所得に応じて自己負担あり
住宅設備改善費の給付	在宅の重度障害者(児)で肢体にかかる障害をお持ちの方(下肢または体幹に係る障害の程度が3級以上)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者に対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費を一定限度額内で補助する。 所得に応じて自己負担あり(65歳未満一部除外)
支援費居宅サービス	ホームヘルパーから介護や家事など日常生活の支援を受けるサービス 今年度は更新時期の変更あり。該当者には個別に通知
デイサービス	障害者福祉センター等のデイサービスセンターに通って、機能訓練・創作活動・日常生活動作訓練や給食、入浴などを受けるサービス
ショートステイ	一時的に施設に入所して、生活に必要な援助を受けるサービス
グループホーム	地域で共同生活を営む知的障害者が日常生活の援助を受けるサービス
手話通訳者派遣	聴覚および言語障害者に対し、健聴者との意志の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣する。
重度脳性麻痺者への介護人派遣	重度脳性麻痺者に対し、生活圏の拡大のために介護券を交付する(家族介護)。 重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級を有する20歳以上の方 利用回数月12回まで
心身障害者(児)施設緊急一時保護	障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養等により介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護する。 日帰り・宿泊 保護時間・保護期間等制限あり 自己負担あり
巡回入浴サービス	入浴することが困難な在宅の重度心身障害者に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行う。 身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方 月4回 介護保険対象者を除く。
重度身体障害者緊急通報システム	1人ぐらし等の重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置する。 18歳以上の1人ぐらし等の重度身体障害者
移送サービス	身体に障害を持つため外出が困難な車いす利用者等に車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う。 車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 利用条件、運行範囲あり

# 障害者の方への主な福祉施策

市で行っている障害者の方等への主な助成制度・サービスの提供等についてご案内します。

なお、制度によっては、介護保険と重複する場合には、介護保険が優先される場合があります。

障害福祉課(☎区内線2341~2346、2348)

事業	内容等
手帳交付に伴う診断書作成料の助成	「身体障害者手帳」の交付を受けようとする方および特別障害者手帳等の申請をする方に、診断書作成料の一部を助成 助成額1件3,150円まで
自動車燃料費の助成	在宅の心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成 自ら運転 身体障害者手帳4級以上 同居家族が運転 身体障害者手帳3級以上・愛の手帳3度以上・脳性麻痺者・進行性筋萎縮病者 助成額 月額3,000円(二輪車1,500円) 所得制限あり タクシー料金助成との重複不可
タクシー料金の助成	在宅の身体障害者手帳3級以上・愛の手帳3度以上の方がタクシーを利用するときの料金の一部を助成する。 自動車燃料費助成との重複不可 助成額 月額3,000円 所得制限あり
自動車運転教習費の助成	身体障害者手帳3級以上・愛の手帳4度以上の方(内部障害者については4級以上、下肢または体幹に係る障害については5級以上で歩行困難な方)で、適性試験に合格した方が、運転免許を取得するときの費用の一部を補助する。 所得制限あり
自動車改造費の補助	身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を補助する。 所得制限あり
心身障害者福祉手当	身体障害者手帳4級以上・愛の手帳4度以上の方・脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方 所得制限等あり
特別障害者手当	20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得制限等あり
障害児福祉手当	20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得制限等あり
難病者福祉手当	治ゆが困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で東京都難病者医療費助成制度による⑩医療券を所持している方および店頭てんかんの方
重度心身障害者手当	重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害の重複のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い、座ることが困難な方 所得制限等あり
身体・知的障害者相談日	障害についての悩みや相談等(障害を持つ方またはその家族の方が相談員) 身体障害者相談日(第2水曜日)、知的障害者相談日(第3火曜日) 午後1:00~3:00 田無・保谷両庁舎で実施
障害者就労援助事業	障害者就労支援センターで、コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供 身体・知的障害者対象

## 平成17年度 薬物乱用防止 「ダメ。ゼッタイ。」 普及運動(街頭キャンペーン)にご協力ください

薬物乱用は、心と身体をボロボロにするだけでなく、家族や友人を巻き込み、あなたの大切な人生をメチャメチャにしてしまいます。

麻薬、覚せい剤、大麻。聞いたことはあっても、「私には関係ない。」と思う人が多いでしょう。しかし、このままでいいのでしょうか。一人ひとりが薬物乱用の本当の恐ろしさを正しく理解し、絶対に麻薬、覚せい剤、大麻に手を出さないようにしなければなりません。

薬物乱用を許さない社会環境づくりのための啓発活動として街頭キャンペーンを行います。

市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

とき 6月25日(土)午後3時から  
ところ 田無駅前、ひばりヶ丘駅前  
主催 東京都薬物乱用防止推進西東京市地区協議会  
子育て支援課(☎区内線1521)



可燃ごみに含まれる生ごみの半分は水分です。生ごみはできるだけ水分を抜いて出しましょう

ごみ減量推進課(☎区内線221)

### リサイクル (Recycle) = 原材料として再生し、何度も使うこと

資源として生かせるように正しく分別して排出しましょう  
再生品を購入するように心がけましょう

### リユース (Reuse) = 1度だけでなく何度も使うこと

ごみとして捨ててしまう前に修理したり、別な用途を考えて長く使いましょう  
不用になったもので、まだ使えるものは必要としている人に譲る等工夫しましょう  
リサイクルショップの活用やフリーマーケット・バザー等にご参加を

### ごみを減らすための大切な3R

「3R(サンアール)」ってなんだろう? 身近なところから始めてみよう!

### リデュース (Reduce) = ごみとなるものを減らすこと

買い物に行くときは、マイバックを持って行きましょう  
過剰包装等は断りましょう  
使い捨て商品等はなるべく使わないようにしましょう

ごみの中にはたくさんの種類のものがあり、これらを環境に悪影響を与えないように処理するには多くの経費(市報5月1日号1面参照)がかかります。「ごみ」を出さない生活をするのは難しいことですが、「ごみ」を減らすことはできます。

私たちの暮らしを環境にやさしいものに変え、限りある資源を守り、循環型社会へ向けて、私たちができる身近なところから「3R」の推進等をはじめたいきましょう。